第２章　各　論

施策の体系

＜目指すべき人間像１＞
日本の未来や新たな価値を創造し、
社会を生き抜く人間
＜３つの柱＞
豊かな学び
確かな育ち
多様な感性
３つの柱をもとに「はぐくみ」「ささえ」「つなぐ」取組の展開
教科の学習、生活経験、体験的学習、学校の活動、校外の活動等を通し、生活の中で生きて働く資質・能力を身に付ける。
幼･保･小･中･高とつながる学びの連続性と、学校と家庭、地域等の様々な学びの場をつなぐ学びのネットワークを大切にし、主体的で能動的な学びを広げる。
様々な人の在り方を理解し、尊重するとともに、一人一人の持ち味、感性を生かしながら協働することで、互いの感性を更に伸ばす。
施策1～5
施策6～11
施策12～14
PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる課題の改善

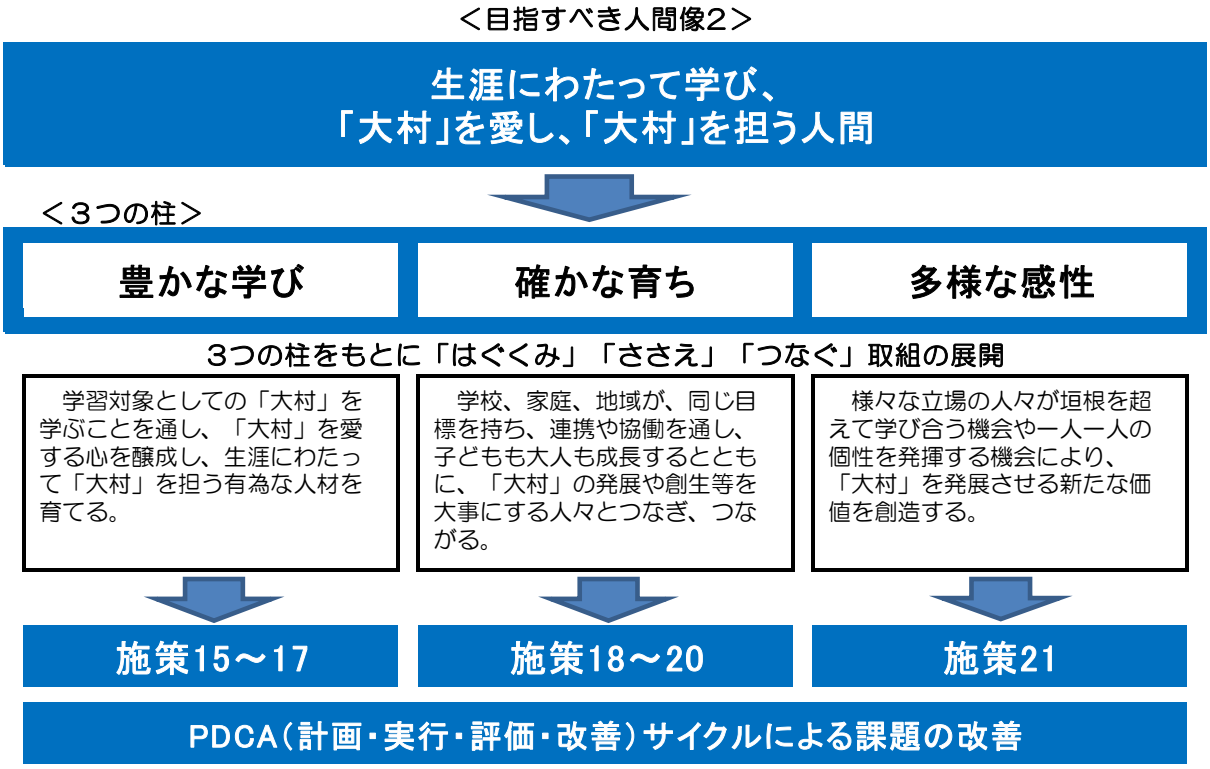
＜目指すべき人間像2＞
生涯にわたって学び、
「大村」を愛し、「大村」を担う人間
＜３つの柱＞
豊かな学び
確かな育ち
多様な感性
３つの柱をもとに「はぐくみ」「ささえ」「つなぐ」取組の展開
学習対象としての「大村」を学ぶことを通し、「大村」を愛する心を醸成し、生涯にわたって「大村」を担う有為な人材を育てる。
学校、家庭、地域が、同じ目標を持ち、連携や協働を通し、子どもも大人も成長するとともに、「大村」の発展や創生等を大事にする人々とつなぎ、つながる。
様々な立場の人々が垣根を超えて学び合う機会や一人一人の個性を発揮する機会により、「大村」を発展させる新たな価値を創造する。
施策15～17
施策18～20
施策21
PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる課題の改善

＜目指すべき人間像１＞

日本の未来や新たな価値を創造し、社会を生き抜く人間

（1）「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策１　「主体的・対話的で、深い学び」の実現

① 様々な研究、研修の場における新たな三学期制や新学習指導要領の趣旨、育成すべき資質・能力の周知徹底
② 各種調査を活用した学力対策の確実な実施
③ ＩＣＴ機器やデジタル教材を活用した教員の指導力向上
④ 学校の枠を越えた教科等研究の支援による各校の校内研究の充実
⑤ 校務のスリム化による授業研究の時間確保

施策２　自分事として考える道徳教育の展開

① 生命の尊重を重点項目とした「考え、議論する」道徳科の確実な実践
② 校長の明確な方針の下での全教育活動を通した道徳教育の計画的な実施
③ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の充実

施策３　情報教育、プログラミング教育の充実

① 児童生徒の情報活用能力向上を図る授業の展開
② 小学校プログラミング教育の確立

施策４　体力向上、学校体育の推進

① 県教育委員会主催研修等への参加促進による教員の指導力向上
② 児童生徒の体力・運動能力調査を活用した「体力向上アクションプラン」の学校全体における取組の推進
③ 体育的行事・中学校の運動部活動の質的な充実

施策５　学校の教育活動全体を通して行う今日的課題に向き合う教育の実践

① 教科横断的・総合的な視点からの教育計画立案の工夫
② 地域人材や外部人材を活用した体験的な学びの推進

（2）「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策６　生徒指導の充実

① 研修会等の実施による教員の生徒指導力、教育相談力の向上
② いじめの未然防止、早期発見、解決、見届けの確実な組織的対応の推進
③ スクールソーシャルワーカーの派遣、心の教室相談員の配置による相談体制の充実
④ 関係機関との連携
⑤ 学校適応指導教室「あおば教室」運営による児童生徒の学校復帰支援
⑥ メンタルケア・アドバイザー医の派遣による、教育相談力の向上及び相談体制の充実

施策７　健康教育、食育の推進

① 関係教職員研修会（養護教諭、保健主事、栄養教諭等）による各教育の充実
② 各教科等の授業と連動した講話や講演会（薬物乱用防止、性教育、がん教育、地産地消、消費者教育等）の実施
③ 学校給食を活用した食育の充実
④ 健康教育、食育の家庭への啓発

施策８　幼児教育の充実

① 質の高い幼児教育の提供と環境の整備
② 幼稚園・認定こども園における地域交流の推進

施策９　各校種間での連携

① 小学校と幼稚園・保育所・認定こども園
② 小学校と中学校
③ 中学校と高等学校、特別支援学校
④ 小・中学校と特別支援学校

施策 10　関係機関・団体との連携による学校教育の充実

① 市内事業所
② 歴史資料館、市内の史跡・文化財
③ 図書館
④ 警察署、消防署、青少年健全育成協議会、庁内関係各課

施策 11　教育環境の充実

① 学校給食環境の充実
② 学校施設の整備・充実

(3)「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 12　個に応じ、個のよさを発揮させる教育支援の充実

① 研修会等の実施による特別支援教育を推進する教員の指導力向上
② 各校の特別支援教育の計画的な実施及び校内支援体制の充実
③ 各種補助員の配置による、学習環境・生活環境への適応支援

施策 13　平和教育、人権教育の推進

① 教職員の平和・人権意識の高揚
② 児童生徒への人権教育の充実
③ 児童生徒への平和教育の充実
④ 市民の平和・人権意識の高揚

施策 14　国際教育の推進

① 小学校外国語活動、小・中学校外国語科の教員の指導力向上
② ＡＬＴ、在外教育施設勤務経験者を活用した国際感覚、コミュニケーション能力の育成
③ イングリッシュ・パフォーマンスコンテスト、イングリッシュデー等の実施による英語力向上

＜目指すべき人間像２＞

生涯にわたって学び、「大村」を愛し、「大村」を担う人間

（1）「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 15　生涯学習の充実

① 生涯学習を推進する環境の整備
② 指導者などの人材育成・確保
③ 学習プログラムの整備・充実
④ 住民の主体的な学習活動の推進
⑤ 図書館機能の充実

施策 16　郷土教育の推進

① 歴史資料館活動の充実
② 郷土教育の推進

施策 17　文化財の保護と活用

① 文化財の調査、保護、活用
② 民俗芸能の保存継承

（2）「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 18　家庭教育の充実

① 家庭教育力の向上
② 地域の社会教育関係団体との連携強化
③ 学校教育との連携

施策 19　青少年の健全育成

① 家庭、学校、地域の連携強化
② 青少年を守る市民活動の充実
③ 相談機能の整備・充実
④ 子ども会活動の活性化
⑤ 青少年の団体活動や体験活動の充実

施策 20　地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの推進

① 地域学校協働活動の推進
② コミュニティ・スクールの推進

（3）「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

施策 21　芸術・文化の振興

① 芸術・文化団体への支援
② 芸術・文化に接する機会の拡充

日本の未来や新たな価値を創造し、社会を生き抜く人間

（1）「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

＜目指すべき人間像１＞

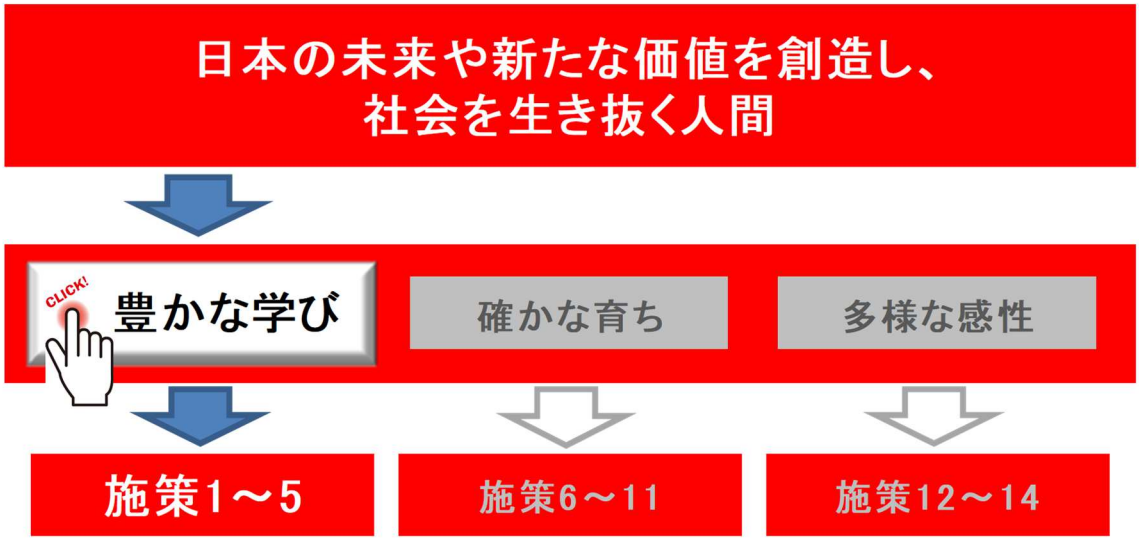

＜現状と課題＞

平成２６年度及び令和元年度の全国学力・学習状況調査の結果は、次のとおりです。

平均正答率	平成 26 年度	令和元年度	平均正答率	平成 26 年度	令和元年度
小学６年生 国語　（%）	A　73 B　53	60	中学３年生 国語　（%）	A　79 B　49	71
小学６年生 算数　（%）	A　80 B　57	63	中学３年生 数学　（%）	A　69 B　61	59

いずれの調査についても、全国平均をやや下回る状況でした。また、同調査の平成３１年度質問紙調査では、「人の役に立つ人間になりたいと思う」「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合が９６％であるなど、貢献志向や自他の命を大切にすることについては、比較的高い傾向にあります。

一方で、小学校においては令和２年度から、中学校においては令和３年度から、２０３０年の社会を見据えた改訂である新学習指導要領が全面実施となります。この改訂の学習指導に関するキーワードは、「主体的・対話的で、深い学び」「考え議論する特別の教科道徳」「カリキュラムマネジメント」等であり、育成すべき資質・能力や各教科の目標、学び方までもが明確に示されました。平成２８年１２月２１日付けの中教審答申では、「子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。」とあり、これらを育むためには「教師が指導する学習」から「児童生徒の主体的な学び」へと学校教育の方向性を大きく変える必要があります。

また、本市では、令和２年度から、市内の公立小・中学校において、小学校と中学校の円

滑な接続（学びの連続性、育ちの連続性）、学校と保護者・地域コミュニティとの双方向の連携（社会全体で連携・協働する教育）を一層意識した「新たな三学期制」を始めます。学習面や生活面における個に応じた教育支援を充実させ、学校での学習だけでなく文化活動やスポーツ、そして地域の伝統行事にも進んで取り組み、社会の一員として活躍し、仲間と力を合わせ、たくましく生き抜く人間の育成を目指します。

そこで、豊かな学びをはぐくみ、ささえ、つなぐことに関しては、児童生徒に教科の学習、生活経験、体験的学習、学校の活動、校外の活動等を通じて、生活の中で生きて働く資質・能力を身に付けることを目指して、施策１から施策５までの取組を行っていくこととしました。

施策１　「主体的・対話的で、深い学び」の実現

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
全国学力･学習状況調査平均正答率の全国比 （全国を 100 としたときの値）	小国 97.4　小算 95.1 中国 92.4　中数 89.4	いずれも 100 以上 （＋）

＜主な取組＞

①様々な研究､研修の場における、新たな三学期制や新学習指導要領の趣旨､育成すべき資質・能力の周知徹底

○各種研修会や学校訪問の際に、新たな三学期制への移行の趣旨や三学期制の下での教育活動の効果的な展開について周知し、浸透を図ります。
○研究指定に係る学校訪問、要請訪問の際に、新学習指導要領の趣旨等を各学校の教育活動、研究内容と関連付けて、具現化します。
○教務主任研修会、研究主任研修会、保健主事研修会等の教員研修会で、新学習指導要領の趣旨等を学校運営に映させるよう指導し、徹底します。

②各種調査を活用した学力対策の確実な実施

○全国学力・学習状況調査、県学力調査、市で統一して行う市販の学力調査を検証軸として、ＰＤＣＡ検証改善サイクルを確実に実行しながら、児童生徒の実態に応じた効果的な学力対策に取り組みます。

③ＩＣＴ機器やデジタル教材を活用した教員の指導力向上

○デジタルテレビ、拡大提示装置、無線ＬＡＮ、児童生徒用コンピュータや教師用コンピュータ、デジタル教材等のＩＣＴ環境を計画的に整備し、分かる授業の展開を支援します。
○学校訪問等を通じて、ＩＣＴ機器を活用した授業や情報モラル教育に関する教員の指導力向上を図るとともに、校内指導体制を確立し、効果的な授業実践の推進を図ります。

④学校の枠を越えた教科等研究の支援による各校の校内研究の充実

○市内小・中学校の横断的つながりである教科・領域の各種研究会の研究を支援し、その成果を各学校に還元させることで、各学校の校内研究の充実につなげます。

⑤校務のスリム化による授業研究の時間確保

○統合型校務支援システムを活用して、文書処理等の校務の時間を縮減し、授業研究の時間を確保します。

○学校の働き方改革を推進し、学校の教育活動や教職員個人の働き方を見直し、教科指導力、生徒指導力、学級経営力を一層磨こうとする教職員の意識高揚を図ります。

施策２　自分事として考える道徳教育の展開

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
「自分には良いところがある」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	80.0%	100.0%

＜主な取組＞

①生命の尊重を重点項目とした「考え、議論する」道徳科の確実な実践

○生命の尊重を重点項目とし、各時間のねらいを明確にした指導計画の作成を通して、実践的・体験的活動、議論する活動を適切に取り入れた授業の確実な実践を推進します。

○居場所があり、自己有用感を感じられる学級経営に努めることで、児童生徒が本音を語り、真剣に議論する授業づくりにつなげます。

②校長の明確な方針の下での全教育活動を通した道徳教育の計画的な実施

○校長の明確な方針の下で、道徳教育推進教師を中心として、各学校における児童生徒の実態や課題、家庭や地域の期待を踏まえた重点目標を明確にした「道徳教育の全体計画」を作成し、全教職員が共通の課題意識をもって取り組む協力体制づくりを進めます。

③「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の充実

○「いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成を図る」ことを目的として１週間の教育週間を設け、期間中は各学校の学習活動や体験活動を公開し、各学校での具体的な取組について紹介します。

○教育週間内に土曜授業を設定し、学校・家庭・地域が協働して道徳教育を展開する教育環境づくりを進めるとともに、外部人材の力を借りて、社会における規範意識等が育つ土壌となる心を耕します。

施策３　情報教育、プログラミング教育の充実

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
総合的な学習の時間で、自分で課題を立てて情報を集め整理して調べたことを発表するなどの学習活動に取り組む児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小 64.7% 中 65.9%	80.0%

＜主な取組＞

①児童生徒の情報活用能力向上を図る授業の展開

○全教科・領域にわたって、情報を適切に処理する授業場面を充実させることにより、児童生徒のＩＣＴ機器操作に関するスキルやインターネット等を適切に活用して必要な情報を収集、思考・判断、発信（表現）することのできる能力を伸長します。併せて、道徳教育や人権教育との関連を図りながら、児童生徒の情報モラルの育成にも努めます。

②小学校プログラミング教育の確立

○研修会の実施、教材の提供等を通じて、各小学校のプログラミング教育の指導計画、授業の在り方を確立させます。

施策４　体力向上、学校体育の推進

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
「運動が好き」「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	小５　86.2% 中２　80.5%	小中 90.0%以上

＜主な取組＞

①県教育委員会主催研修等への参加促進による教員の指導力向上

○県教委主催「子どもの体力向上指導者養成地区別研修会」や各種セミナーへの参加を促進して、教員の指導力を高めます。

②児童生徒の体力・運動能力調査を活用した「体力向上アクションプラン」の学校全体における取組の推進

○長崎県児童生徒体力・運動能力調査の結果に基づいて「体力向上アクションプラン」を各学校で作成・実践し、ＰＤＣＡ検証改善サイクルを推進することで、児童生徒が運動を好きになる取組を学校全体で行います。

③体育的行事・中学校の運動部活動の質的な充実

○児童生徒が運動の楽しさや体を動かすことの心地よさを実感できるよう、各学校の運動会や体育大会、市主催の体育的行事の内容を工夫します。また、運動部活動の方針に則り、中学校の運動部活動の質的な充実に努めます。

施策５　学校の教育活動全体を通して行う今日的課題に向き合う教育の実践

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
外部人材を活用した学びの場を設定している学校の割合	ー	100.0%

＜主な取組＞

①教科横断的・総合的な視点からの教育計画立案の工夫

○各学校が教科横断的・総合的な視点から教育計画を立案し、道徳教育、人権教育、情報教育、環境教育、ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）、主権者教育等に教育活動全体を通して取り組みます。

②地域人材や外部人材を活用した体験的な学びの推進

○生活科や総合的な学習の時間等において、外部人材を活用した学びの場や体験的な学びの場を設定し、児童生徒が主体的に今日的な課題の最適解を見つけていく学習を推進します。

小学校体育祭

(2) 「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

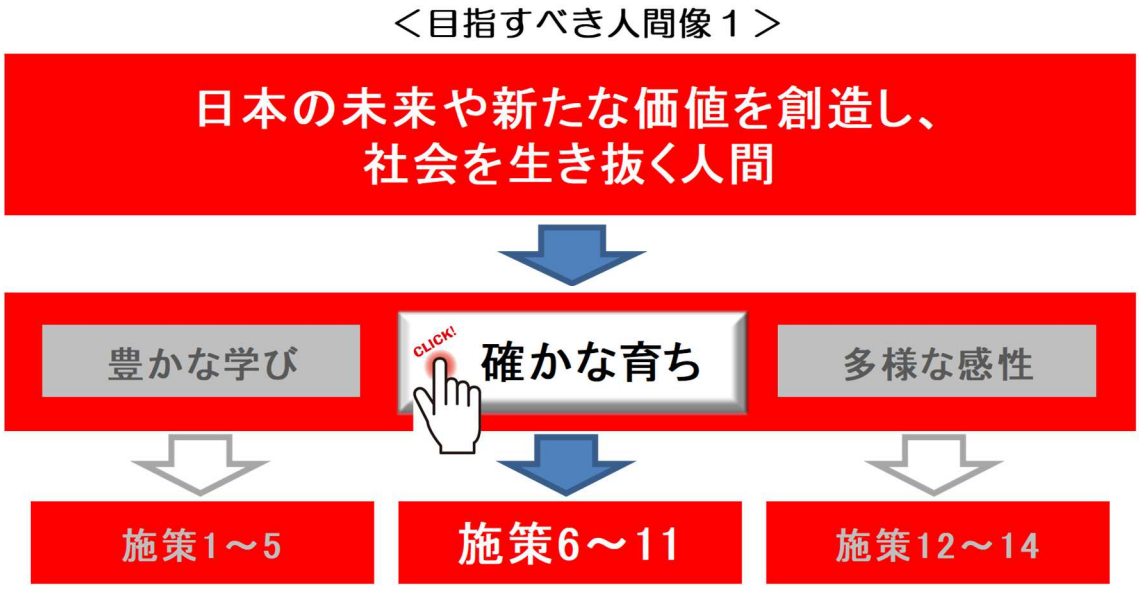

＜現状と課題＞

不登校の児童生徒の全児童生徒に対する割合は次のとおりです。

小学生（児童）	平成 26 年度	平成 30 年度	中学生（生徒）	平成 26 年度	平成 30 年度
	0.26	0.76		3.03	3.65

不登校児童生徒の割合は増加の一途をたどっています。学校も行政も新たな不登校を生み出さない対策を考え、対応しているものの、不登校に至る要因が多岐にわたり、かつ複雑になる傾向にあるため、改善に時間がかかったり改善が難しい状況になったりするケースが増えています。このことを改善していくためには、教育相談力を含めた広義の生徒指導力を各教員が高めることが急務であると考えています。同時に、学校だけでは解決が難しいケースに対応するため、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどして、根気強く取り組んでいかなければなりません。

また、平成２８年１２月２１日付けの中教審答申では、「現代的な諸課題に対応して、子供の姿や地域の実情を踏まえつつ、以下のような力を育んでいくことが重要となる。」として、健康・安全・食に関する力、主権者として求められる力、新たな価値を生み出す豊かな創造性、地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に活かす力、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力、豊かなスポーツライフを実現する力等の資質・能力を挙げています。

このような資質・能力は、これまでの学校教育の枠組みの中だけでは育成が難しいと考えます。そこで、新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という考え方が示され、今後は学校外の様々な事業所、団体、地域コミュニティ等と協働して、児童生徒の学びを支えていくことが重要になってきます。また、児童生徒の学びの連続性に注目し、幼児教育から初等中等教育、高等教育へとつながる学び、各学校段階で育成すべき資質・能力が明確になりました。さらに、各学校段階間の円滑な接続についても配慮しながら、自校の教育課程を計画し実施していくことが求められています。そのような意味で、児童生徒同士、児童生徒

と地域の人材とをつなぐこと、児童生徒の各学校段階での学びをつなぐこと、児童生徒の今の学びを未来につなぐことといった様々な「つなぐ」ための施策を展開していくことが必要です。

そこで、確かな育ちをはぐくみ、ささえ、つなぐことに関しては、幼･保･小･中･高とつながる学びの連続性と、学校と家庭、地域等の様々な学びの場をつなぐ学びのネットワークを大切にし、主体的で能動的な学びを広げることを目指して、施策６から施策１１までの取組を行っていくこととしました。

施策６　生徒指導の充実

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
不登校児童生徒の割合（全児童生徒比）	小 0.76　中 3.65	小 0.5　中 3.0

＜主な取組＞

①研修会等の実施による教員の生徒指導力、教育相談力の向上

○各学校の不登校対策担当者や不登校児童生徒の学級担任を対象とした研修会を実施することで、各校の取組を共有し協議し、効果的な不登校対策を展開します。

○人権教育、特別支援教育を基盤とした生徒指導・生活指導を実践することで、児童生徒を包み込み、受容し、承認することができる生徒指導力の向上に努めます。

②いじめの未然防止、早期発見、解決、見届けの確実な組織的対応の推進

○「いじめ防止基本方針」に則り、未然防止、早期発見、解決、見届けを組織的に行います。

○いじめ認知の認識を是正し、初期対応を確実に行うよう努めます。

③スクールソーシャルワーカーの派遣、心の教室相談員の配置による相談体制の充実

○市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の要請に応じて派遣することによって、臨床心理、社会福祉等の専門知識・技能を活かして、関係機関との連携を図ったり、児童生徒の心のケアを行ったりして、児童生徒はもちろん、保護者や教職員の支援を行います。

○各学校に、親しみやすく気軽に相談できる「心の教室相談員」を配置し、悩みや不安を抱えている児童生徒の初期段階での心の支援やスクールカウンセラー等へのつなぎを行います。

④関係機関との連携

○県や市の関係機関、関係団体、医療機関等との連携を密に図ることにより、児童生徒や保護者の困り感に寄り添う支援を行います。

⑤学校適応指導教室「あおば教室」運営による児童生徒の学校復帰支援

○各学校の教室や別室に登校できないでいる児童生徒を学校適応指導教室につなぎ、計画的かつ継続的に本人を承認･支援することで、登校への一歩を踏み出す後押しをします。

⑥メンタルケア・アドバイザー医の派遣による、教育相談力の向上及び相談体制の充実

○メンタルケアの専門医を学校に派遣し、発達障がい等の特別な教育的支援が必要な児童生徒への対応等について専門的見地から教職員等に指導助言することで、不登校児童生徒の未然防止や児童生徒の心の安定につなげます。

施策７　健康教育、食育の推進

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
健康でいるために、食事をしっかり取ることは「大切だ」と回答した生徒（中学生）の割合（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	90.9%	100.0%

＜主な取組＞

①関係教職員研修会（養護教諭、保健主事、栄養教諭等）による各教育の充実

○学校保健活動を推進する上で中核となる養護教諭や保健主事、食育を中心となって進める栄養教諭を対象とした定期的な情報交換会や研修会を実施し、各学校における健康教育、食育の充実を図ります。

②各教科等の授業と連動した講話や講演会（薬物乱用防止、性教育、がん教育、地産地消、消費者教育等）の実施

○体育・保健体育科、技術・家庭科等の各教科の授業と連動させながら、講話や講演会を実施し、健康教育や食育に関する教育を効果的に行います。

③学校給食を活用した食育の充実

○「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「学校生活を豊かにし、明るい社会性及び協同の精神を養うこと」等を目標とする学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進につなげます。

④健康教育、食育の家庭への啓発

○給食の献立表や食育だよりの配付、給食試食会の実施等、あらゆる機会を活用して食育の大切さを家庭に伝え、児童生徒がより望ましい食習慣を身に付ける一助とします。

施策８　幼児教育の充実

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
大村市教育･保育力向上研修会参加者数	250 人	250 人
園庭開放参加者数	500 人	500 人

＜主な取組＞

①質の高い幼児教育の提供と環境の整備

○幼児教育の研究活動や保育園・小学校等との連携による教育内容の充実など、質の高いきめ細やかな幼児教育の提供と子どもの育ちを支える幼児教育環境の整備に取り組みます。

○障がい等の特別な配慮を要する幼児へ個々の実態に応じ適切な指導を行うため、専門的な研修の開催や４歳児健診の実施などに取り組みます。

②幼稚園・認定こども園における地域交流の推進

○地域における子育て支援として、幼稚園や認定こども園を未就園児の遊び場、園児や親同士の交流の場として開放するとともに、地域の子育て世帯を対象とした観劇会、育児相談を実施するなど、地域交流を推進します。

施策９　各校種間での連携

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
近隣の小学校（中学校）と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合（全国学力･学習状況調査）	86.3%	100.0%

＜主な取組＞

①小学校と幼稚園・保育所・認定こども園

○就学時健診結果の情報提供及び各園からの確実な引き継ぎ、幼保小連携連絡協議会における情報共有を行います。

○就学前における体験学習や幼児と児童との交流活動を積極的に進めていきます。

○幼保小連携接続プログラムの活用により、幼児教育と小学校教育の相互理解を図り、学びに連続性・一貫性をもたせることで、小１プロブレムの解消に努めます。

②小学校と中学校

○確実な引き継ぎによる中１ギャップの解消、校区単位における統一的な学習習慣の指導、相互乗り入れ授業等を促進させます。

③中学校と高等学校、特別支援学校

○中・高・特支連絡協議会の取組により、異校種教員の交流による教科指導研究を深めます。
○大村市生徒指導連絡協議会の取組により、生徒指導の連携・充実を図ります。

④小・中学校と特別支援学校

○人事交流による特別支援教育力の向上、特別支援学校のセンター的機能を活用した関係機関との迅速適正な連絡調整を図ります。
○居住地交流をはじめ、障がいの有無を超えた交流活動や共同学習を積極的に行います。

施策 10　関係機関・団体との連携による学校教育の充実

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
博物館や科学館、図書館を利用した授業を行う学校の割合（全国学力・学習状況調査）	18.4%	100.0%

＜主な取組＞

①市内事業所

○身近な事業所の協力を得て、小学校における町探検学習や社会科見学、中学校における職場体験学習等を一層体験的な学びの場とし、生活科、社会科、キャリア教育等を充実させます。

②歴史資料館、市内の史跡・文化財

○令和元年にリニューアルした歴史資料館や市内の史跡・文化財等を積極的に活用し、社会科や総合的な学習の時間を充実させます。
○社会科や総合的な学習の時間の学習内容と副読本「わたしたちの大村市」との関連を図る指導や、クラブ活動や教科学習の内容と歴史資料館教育普及事業との連携を図る指導を通して、ふるさと教育の充実に努めます。

③図書館

○令和元年に開館した県立・市立一体型図書館（ミライｏｎ図書館）と連携し、各教科や総合的な学習の時間を充実させるとともに、学校図書館運営の活性化、読書活動の推進に努めます。また、司書教諭等の研修を行い、資質向上を図ります。

④警察署、消防署、青少年健全育成協議会、庁内関係各課

○警察署、消防署、市安全対策課及び市道路課と連携し、通学路安全点検を行い、児童生徒の安全な登下校環境を整えることに努めるとともに、危機管理マニュアル等の適切な見直しや実効性のある避難訓練を行うことによる安全教育、防災教育の充実を図ります。
○青少年健全育成協議会等地域の関係団体と協働し、学校の安全体制の充実に努めます。

施策 11　教育環境の充実

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
学校給食の喫食率　※牛乳は除く (提供した給食量－食べ残した量)÷提供した給食量×100	98.4%	99.0%
小中学校のトイレ洋式化率	43.7%	63.0%

＜主な取組＞

①学校給食環境の充実

○学校給食向上推進委員会の開催などを通じて、安全・安心で魅力あるおいしい給食の提供について研究します。
○子どもたちへの安全・安心な学校給食を提供するため、使用する食材については、細菌や残留農薬、添加物等について留意し、食品衛生法等により安全性が確保されたものを使用します。
○学校給食における食物アレルギー事故を防止するため、食物アレルギー対策の充実を図ります。
○食育の推進のため、「オール大村産給食」を実施するなど地場産物を積極的に活用します。

②学校施設の整備・充実

○校舎や屋内運動場の劣化度を調査し、アセットマネジメント計画及び学校施設長寿命化計画に基づき、計画的・効果的な整備に取り組みます。
○学校施設は子どもたちの活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所であることから、定期的な点検を実施するなど適切な施設管理を行い、安全・安心な教育環境の確保に努めます。
○トイレの洋式化など、学校施設の環境改善に取り組みます。

学校給食調理作業の様子

（3）「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

＜現状と課題＞

平成２８年１２月２１日付けの中教審答申では、教育基本法が目指す教育の目的や目標に基づき、現状や課題を踏まえつつ、２０３０年とその先の社会の在り方を見据えながら、学校教育を通じて育てたい姿として、「他者への思いやりを持って多様な人々と協働する」「変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていく」といった姿を挙げています。児童生徒一人ひとりには多様な可能性があり、一人ひとりが互いの異なる背景を尊重し、様々な得意分野の能力を伸ばしていくこと、社会で生きていくために必要となる力をバランス良く身に付けていけるようにすることが重要になります。特に、これからの日本は、外国人の人口が増え、国際化が進みます。また、インクルーシブ教育や性的マイノリティ（ＬＧＢＴ）への理解の推進により、個々の違いを認め合いながら、共に学ぶことが当たり前になります。

このようなことから、多様な感性をはぐくみ、ささえ、つなぐことに関しては、様々な人の在り方を理解し、尊重するとともに、一人ひとりの持ち味、感性を生かしながら協働することで、互いの感性を更に伸ばすことを目指して、施策１２から施策１４までの取組を行っていくこととしました。

施策 12　個に応じ、個のよさを発揮させる教育支援の充実

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思うと回答した児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	84.5%	90.0%

＜主な取組＞

①研修会等の実施による特別支援教育を推進する教員の指導力向上

○特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当者を対象とした研修会を実施することで、優良な特別支援教育の実践を周知啓発するとともに、互いの取組を共有し協議し、各学校の関係教員の指導力を高めます。

○特別支援教育専門の指導教諭、発達支援アドバイザーを学校に派遣し、各学校の児童生徒の実態に応じた教育支援について指導助言することで、担当教員の指導力を高めます。

②各校の特別支援教育の計画的な実施及び校内支援体制の充実

○校長の明確な方針の下で、特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校における児童生徒の実態や課題に基づいた計画を立案し、機能的な校内支援体制づくりを進めます。

○児童生徒本人及び保護者との合意形成を図り、個別の支援・指導計画に基づいて児童生徒一人ひとりの能力が発揮でき、必要な力を身に付けていける環境を整えます。

③各種補助員の配置による、学習環境・生活環境への適応支援

○日常の学校生活において支援を要する児童生徒の在籍する学級・学校に、低学年補助員、要配慮児在籍校補助員、特別支援学級補助員、学力向上補助員等　を配置し、それぞれの対象児童生徒が学習環境や生活環境に適応できるよう支援します。

施策 13　平和教育、人権教育の推進

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
人権教育講演会参加者の意識向上の割合	63.7%	90.0%

＜主な取組＞

①教職員の平和・人権意識の高揚

○校内における平和・人権担当者の位置付けや、平和・人権に関する校内研修の計画的な実施を支援するとともに、平和教育・人権教育に関する研修会や講演会を通じて、教職員の平和・人権意識を高めます。

②児童生徒への人権教育の充実

○児童生徒の発達段階に即して、各学校の教育活動全体を通して、計画的で適切な指導を行い、人権に対する正しい知識を身に付けさせ、自他を大切に思う心や態度を養います。

○１２月の「人権週間」や、「人権の花」等の人権教育推進事業により、児童生徒の人権尊重の意識を高めます。

○自殺予防対策に基づく児童生徒への啓発を行います。

③児童生徒への平和教育の充実

○毎年開催する８月９日の平和集会に向け、児童生徒の発達段階に即した平和学習に取り組み、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ばせるとともに、平和を愛する豊かな心を育てます。

○地域の戦争や平和に関する歴史を学ぶことにより、児童生徒の平和に関する意識を高めます。

④市民の平和・人権意識の高揚

○市民の平和・人権意識を向上させるため、人権教育講演会を開催します。
○関係機関との連携により、市民の平和・人権意識高揚に向けた啓発を行います。

施策 14　国際教育の推進

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
大村市イングリッシュ・パフォーマンスコンテストの参加者数	―	27 人以上 【(小) 各校 1 人以上 (中) 各校 2 人以上】

＜主な取組＞

①小学校外国語活動、小・中学校外国語科の教員の指導力向上

○小学校第３・４学年の「外国語活動」、第５・６学年及び中学校の「外国語科」の指導に関する研修会を実施し、関係教員の指導力を高めます。

②ＡＬＴ、在外教育施設勤務経験者を活用した国際感覚、コミュニケーション能力の育成

○児童生徒のＡＬＴとの直接的な交流を充実させ、実践的なコミュニケーション能力を高めるとともに、自国文化や異文化に対する理解を深めます。
○国際理解教育にとどまることなく、ＡＬＴや在外教育施設勤務経験者、ＡＬＴコーディネーター等を活用し、国際感覚を身に付けさせる教育の実践に努めます。

③イングリッシュ・パフォーマンスコンテスト、イングリッシュデー等の実施による英語力向上

○英語を活用する活動や行事等の実施を工夫し、児童生徒の英語力の向上を支援します。

ALTによる授業の様子

生涯にわたって学び、「大村」を愛し、「大村」を担う人間

（1）「豊かな学び」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

＜目指すべき人間像２＞

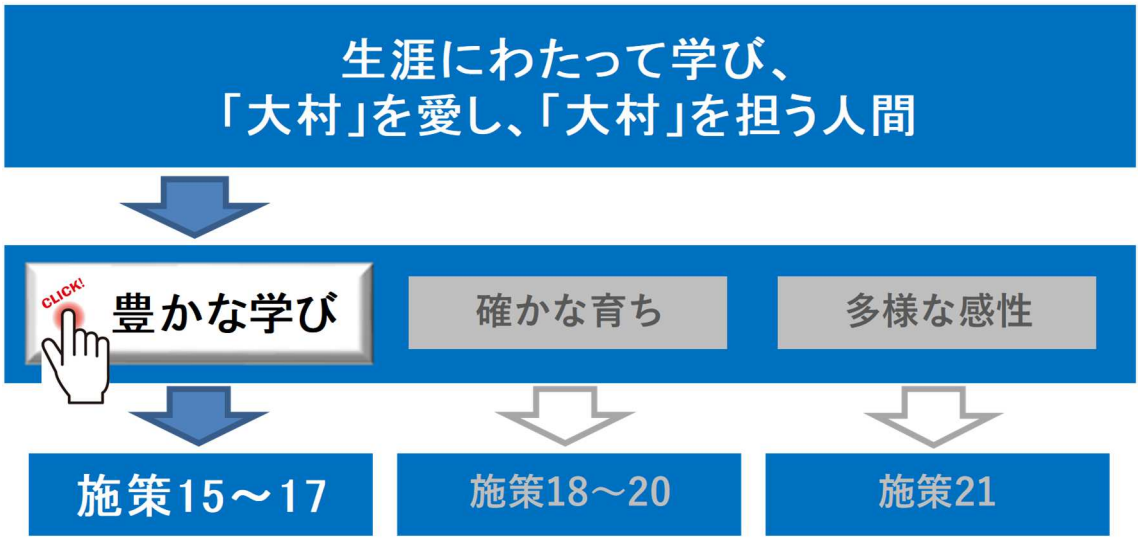

＜現状と課題＞

市民の学習意欲は、社会の変化に応じて多様化し、ますます盛んになっています。多様な学習ニーズに即した魅力ある学習機会を提供するためには、すべての市民が学びやすい環境の整備を図る必要があります。いつでも学びたい時に学ぶことができ、そして成果を上ることができるよう、生涯学習施設を整備するなど、その役割を果たさなければなりません。

さらに、市民の学習ニーズが高度化、多様化している現在、幅広い分野でより優れた資質と専門的な能力を持つ指導者が求められています。指導者となりうる人材を発掘するとともに、生涯学習リーダーを養成する講座等を開催し、地域住民の学習意欲を高めていく必要があります。

本市における公立公民館で活動している定例利用グループは、現在１７０を超えるグループが登録されていますが、メンバーの高齢化により年々減少傾向にあります。グループ活動を継続していくためには、世代を問わず多くの市民が主体的に学べるよう更なる支援が必要です。

また、地域住民の交流の場である町内公民館は、生涯学習の場であるとともに、社会教育活動の拠点としてその果たす役割はますます重要となっています。

しかしながら、施設の老朽化に伴う改修等の工事が必要な町内公民館が多くなっており、施設改善のための支援を強化する必要があります。

市民の知識や知恵を育み、学びや暮らしを支える知の拠点として整備された県立・市立一体型図書館（ミライｏｎ図書館）は、旧市立図書館に比べ、図書資料や閲覧席が格段に増え、自動貸出機の設置やＷｉ－Ｆｉ環境の提供など設備等も充実しています。子どもから高齢者まで、それぞれのニーズに応えて満足度を高め、多くの市民が継続して利用できる生涯学習施設となるよう、図書館機能を充実していきます。

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」（世界人権宣言）にもかかわらず、未だに児童虐待、体罰、障がい者等への差別等が後を

絶たない状況です。
　また、多くの子どもたちが気軽なコミュニケーションツールとしてＳＮＳを利用しており、ネットいじめ、不適切な投稿や情報発信、更にはネット依存が問題化しています。
　さらに、ネット上の掲示板などを通じて知らない人と出会ってトラブルに巻き込まれる事件なども後を絶ちません。市民の人権に係る意識高揚を図るため、人権教育の推進に努めなければなりません。
　郷土教育についてはこれまで郷土史講演会や旧史料館での展示活動を通じて、郷土の歴史教育の普及に努めてきましたが、旧史料館では、施設や体制面で十分な活動が行えず、郷土の歴史を市民に十分に普及できなかった課題があります。その課題を踏まえ、大村市歴史資料館と近代資料室の活用と周知が必要です。
　学校教育の中では、次世代を担う子どもたちに旧史料館の子ども向け展示や体験教室、小中学校の郷土史クラブを通じて、郷土の歴史の普及に努めてきました。しかし、歴史に触れる機会が十分でないことから、これまでの普及活動に加え、大村の歴史や先人を学ぶ機会を拡充し、郷土に対する誇りと愛着を育む必要があります。
　歴史は過去から届いた未来への羅針盤となるものであり、その根拠となる国等指定文化財は未来へ保存継承するための適切な維持管理が必要です。また、今はまだ地域に埋もれた文化財の中にも重要なものがある可能性があります。
　文化財は地下にも多く埋蔵されており、九州新幹線長崎ルートと都市計画道路の整備に伴い、周辺地域の開発が盛んであり、それらと埋蔵文化財の保護の両立を図って、発掘調査を実施しています。
　郡三踊を始めとする民俗芸能は、地域社会の在り方の変化が影響し、保存継承が困難になっています。地域社会や少子高齢化を変えることは困難ですが、保存団体の経済的負担を軽減することが必要です。
　このような状況を踏まえ、施策１５から施策１７までの取組を行っていくこととしました。

施策 15　生涯学習の充実

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
公民館講座受講者数	1,335 人	1,500 人
公立公民館の定例利用グループ登録者数	2,380 人	2,500 人
市民一人当たりの貸出冊数	3.49 冊	9 冊

＜主な取組＞

①生涯学習を推進する環境の整備

○各町内公民館の実情を十分に把握した上で、必要に応じた新築・増改築・用地購入費等に対し、補助を行います。
○施設のモニタリングなどを実施し、ニーズに対応した施設の改修や備品等の整備を行います。
○各公立公民館が多くの市民の生涯学習施設として活用できるよう、市民のニーズに対応した運営を心がけます。
○各社会教育施設間の連携を強化し、利用調整や情報提供機能の強化に努めます。

②指導者などの人材育成・確保

○公民館活動に関わる指導者の資質向上を図るため、町内公民館、市及び地区の公民館連絡協議会等において指導者育成のための研修会を実施します。
○生涯学習リーダーとなりうる人材の発掘、登録を行い、地域住民の学習ニーズに応えるよう努めます。
○図書館、小・中学校等で読み聞かせを行う図書ボランティアの人材育成と支援に努め、ボランティア活動の推進を図ります。
○市民の要望等に応じて各町内公民館や団体等をつなぐため、市ボランティアセンターとの連携を図ります。

③学習プログラムの整備・充実

○市民の学習意欲をはぐくむため、講座受講者へのアンケートを実施し、市民のニーズとマッチした魅力ある講座を企画します。
○「ながさき県民大学」との連携した質の高い学習プログラムを提供します。
○市民と公民館をつなぐため、広報紙、ホームページ、フェイスブックをはじめ、テレビやラジオなどを活用した広報活動を積極的に行います。
○「公民館だより」「視聴覚ライブラリーだより」の内容を充実し、効果的に情報を提供します。
○視聴覚ライブラリー教材及び機材の整備充実し、利用促進を図ります。

④住民の主体的な学習活動の推進

○各公立公民館での公民館まつりを通じて、市民に各グループの活動内容をアピールすることで市民と定例利用グループをつなぎます。
○定例利用グループをはぐくみ、ささえるため、定例利用グループの会員を講師としたグループ連携講座を開催し、各グループへの加入促進を図ります。

⑤図書館機能の充実

○子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民の読書活動や課題解決をサポートするため、市民のニーズに応える選書及び収集を行い、整理、保存、活用されるよう図書資料を整備します。
○市民が抱える課題解決をサポートするため、的確な図書資料や情報を提供するレファレンスサービスの強化に努めます。
○講座やコンサートなどのイベントを開催し、市民の来館を促すとともに、様々なテーマで図書資料の展示を行い、新たな図書との出会いを創出し、市民の読書活動を推進します。
○読み聞かせのイベントや「としょかん出前講座」などを実施し、読書支援を行うとともに、子どもに関わる機関、施設等の団体貸出利用を促進してもらい、市内の子どもたちの読書環境の充実に努めます。
○市内の広域支援として分室（郡地区公民館図書室、中地区公民館図書室）をミライｏｎ図書館の図書館システムにつなぎ、市民の図書利用の利便性を高めるとともに、分室の蔵書の充実にも努めます。

施策 16　郷土教育の推進

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
歴史資料館入館者数	―	50,000 人

＜主な取組＞

①歴史資料館活動の充実

○歴史資料を収集、保存し、貴重な歴史資料を未来へ継承します。
○展示活動を通じて、郷土の歴史や先人に触れ、親しむ機会を拡充します。
○館内外における講座、講演会などの教育普及活動の充実を図り、多くの人が郷土の歴史や先人に触れるよう努め、郷土大村を理解し、親しみをもつ人たちが増えるように取り組みます。

②郷土教育の推進

○歴史資料や『新編　大村市史』などの専門資料の内容を活用し、市民講座や歴史資料館での教育普及活動などを通じて、市民への郷土の歴史や先人の周知に努めます。
○各小中学校での郷土史クラブや総合的な学習の時間などの取組を通して郷土大村を理解し、親しみをもつ子どもたちが増えるように取り組みます。また、学校と歴史資料館の連携の強化を図ります。

施策 17　文化財の保護と活用

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
指定文化財の数	50 件	60 件

＜主な取組＞

①文化財の調査、保護、活用

○地域に埋もれた文化財を調査し、重要なものについては指定・保護し、未来へつなぎます。
○各種開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護と開発行為との両立を図ります。
○国指定等の文化財の維持管理に努め、未来へつなぐため保存整備を進めます。
○文化財の保護啓発を図るため、歴史資料館と連携して文化財を大切にする市民理解をはぐくみます。

②民俗芸能の保存継承

○国指定等の民俗芸能が未来につながっていけるよう活動経費の一部を助成し、保存団体をささえます。

(2)「確かな育ち」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

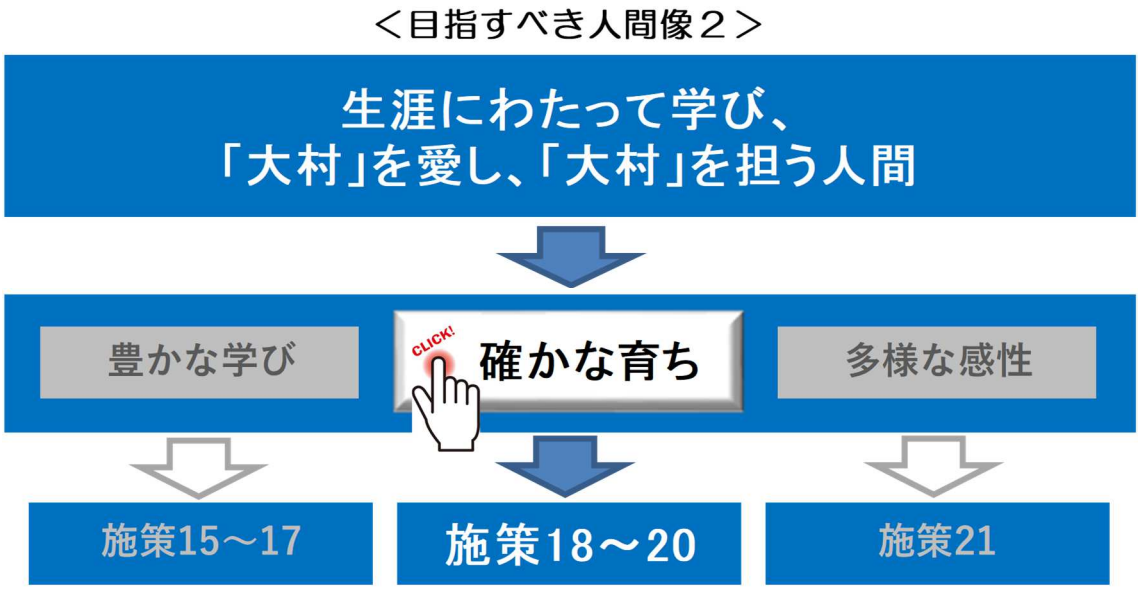

＜現状と課題＞

近年、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化等の影響により、地域間だけでなく家族間のつながりまでもが希薄化する傾向にあることが懸念されています。子どもが家族と一緒に楽しむ機会を得ることは、「命の尊厳」の土台をつくることでもあり、孤立する家庭への支援とともに、広く子育てについて学ぶ機会や親が子どもと共に過ごす機会を提供することが必要です。

また、核家族化や高度情報化の急速な進展に伴い、家庭環境や地域を取り巻く社会環境は著しく変化しています。地域の教育力を向上させ、子どもたちの安全を守りながら、コミュニケーション能力などの人間力を育て伸ばしていくことが急務です。そのためには、地域の人と人とのつながりを深めながら、子どもたちが地域に愛着を持ち、地域の良さに気づくような活動や体験を社会教育関係団体との連携により進めていくことが大切です。

少子高齢化が進む中、子どもは「社会の宝」と言われ、かけがえのない重要な存在とされながらも、快適・便利な生活や大人の過干渉により、生きるために必要な力を身に付ける機会が失われている状況にあります。これを解決するには、大人が子育てについて改めてそのあり方を見直し、共通認識をもつことが必要です。その上で家庭・学校・地域が連携・協働して、それぞれの立場からの具体的な取組を実施していくことが重要です。

さらに、子どもたちを取り巻く環境は、著しく変化し続け、しかも厳しい状況にあります。交通事故や不審者による迷惑行為など子どもたちの安心・安全を脅かす問題は無くなる気配を見せません。

また、青少年の犯罪については、全国的に減少傾向にあるものの、「犯罪の低年齢化」、「青少年の性犯罪の増加」といった新たな問題が生じています。犯罪の芽は小さなうちに摘むことが大切であり、そのためにも社会全体が温かい目で子どもたちを見守ることが何よりも重要です。

子どもたちは、地域の異年齢の子ども集団の中で様々なことを学び、社会性などを身に付けていきます。そのためには、子どもたち自身の手で工夫して創っていく楽しさを知り、自分から積極的に活動する自主性を養う「子ども会活動」は有益です。

現在、子ども会への加入率の低下が顕著であるため、子ども会活動への積極的な支援が必要です。子ども会活動を活性化させるためには、イベント内容の充実もさることながら、各子ども会間の連携や交流が重要です。

また、子ども会の加入率を上げるためには、今より広いエリアでの単位子ども会づくりや校区での組織づくりを進めていく必要があります。

加えて、子どもたちの生きる力を育むには、自然や社会の現実に触れるなど実体験が必要です。また、体験を通して感動したり、驚いたりしながら実際の生活や社会、自然の在り方を学んでいきます。家庭や地域社会での活動を通じて体験することが本来自然の姿であり、かつ効果的であることから、子ども会を中心として体験活動の機会を拡充していかなければなりません。

以上のことから、施策１８から施策２０までの取組を行っていくこととしました。

施策 18　家庭教育の充実

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
ながさきファミリープログラム研修の実施回数	28 回	40 回
ココロねっこパレード in おおむらへの参加者数	280 人	350 人

＜主な取組＞

①家庭教育力の向上

○子育てにおける不安や悩みを話し合い、家庭教育について参加者が主体となって楽しく学べる「ながさきファミリープログラム」の推進を図ります。

○青少年健全育成協議会やＰＴＡなどの社会教育団体や各事業所と積極的に連携し、家族団らんの機会を持つための「家庭の日」（毎月第３日曜日）の普及・啓発に努めます。

○子どもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県独自の「ココロねっこ運動」を更に推進するとともに、それぞれの行事に協働して取り組み、必要に応じて指導や助言を行います。

○親子の絆をはぐくむため、子育てに関する講座や読み聞かせの会などのイベントを開催します。

②地域の社会教育関係団体との連携強化

○大人のあり方を見直す県民運動である「ココロねっこ運動」を推進し、地域ぐるみでの子育ての気運を高めます。

○地域のリーダーとなる「ココロねっこ指導員」の資質向上と、運動の担い手となる「ココロねっこ推進員」の配置を促進します。

○健全協やＰＴＡ等の社会教育団体と協働し、魅力ある行事づくりを支えるとともに、地区懇談会等へも積極的に参加し、情報提供や指導助言を行います。

③学校教育との連携

○学校と家庭がお互いに協力し、連携を図りながら教育を推進することにより、「基本的生活習慣」や「家庭学習」の定着に努めます。

施策 19　青少年の健全育成

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
青少年健全育成協議会の主催行事への年間参加者数	14,860 人	16,000 人
補導活動への年間延べ参加者数	1,653 人	1,700 人

＜主な取組＞

①家庭、学校、地域の連携強化

○青少年の非行・事故防止キャラバンを地域との協働により全小学校区で実施します。
○青少年の非行・被害の未然防止について、家庭、学校、地域をつなぎ、各地区・校区健全協の地区懇談会等において青少年問題に関する情報の提供を行います。

②青少年を守る市民活動の充実

○少年補導委員としての自覚と誇りを持ち、「愛の声かけ」を中心とした補導活動を実施します。
○年２回開催する「補導委員全員研修会」の内容を充実させ、補導委員の資質向上に努めます。
○健全協やＰＴＡなどと協力し、有害図書類販売店等への立入調査を行い、有害環境の浄化に努めます。
○「子ども１１０番の家」を拡充し、児童生徒の登下校や放課後の安心・安全に努めます。
○「自転車マナーアップ運動」を実施し、自転車の二重ロックの推進と自転車利用に関するマナーの向上に努めます。
○「わんわんパトロール隊」を市内全域に拡充します。

③相談機能の整備・充実

○少年センター、大村市民生委員児童委員協議会連合会、子育て支援センター等で構成する相談業務担当者会を核とし、児童虐待などの課題を対象とした学習会を行うなど、相談員のスキルアップに努めます。
○各関係機関で情報を共有し、課題解決に取り組むなど組織の連携強化を図ります。
○県と連携し「メディア安全指導員派遣事務局」の積極的な活用と啓発に努めます。
○相談先の周知を図るため、ホームページや少年センターだより等を通じて積極的な広報・周知に努めます。

④子ども会活動の活性化

○子ども会への加入率を向上させるため、大村市子ども会育成連合会と協働して子ども会活動の充実を図ります。
○公民館だより等を活用した子ども会活動の周知や、各小学校の入学式での加入促進ＰＲ活動を行います。
○ジュニアリーダー研修への参加を呼びかけ、次世代を担うリーダーを育成します。
○県及び市子ども会育成連合会が主催する各種研修への積極的な参加を促し、指導者のスキルアップや新規指導者の育成を図ります。

⑤青少年の団体活動や体験活動の充実

○夏休み子どもわくわく広場や冬の子ども教室を開催し、“ものづくり”の楽しさや達成感を味わうことで、子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくみます。
○「三浦野性の森」や「松原宿寺子屋塾」などの体験活動を支援し、多くの子どもたちが年間を通じて体験学習ができる機会を増やします。
○子ども科学館において、体験型の科学実験教室を開催し、子どもたちの科学に関する知識の普及と啓発を図ります。

施策 20　地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの推進

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
放課後子ども教室及び OMURA 未来塾の実施箇所数	10 箇所	15 箇所
コミュニティ･スクールの開設数	2 箇所	6 箇所

＜主な取組＞

①地域学校協働活動の推進

○子どもたちが安全・安心に活動できる居場所づくりを充実させるため、小学生を対象とした「放課後子ども教室」の実施校数を増やし、学習・生活習慣の定着や異学年の交流を図ります。
○「新・放課後子ども総合プラン」について情報を収集し、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携を図ります。
○地域住民の協力を得て、「コミュニティ・スクール」と連携し、中学生を対象とした「ＯＭＵＲＡ未来塾」の実施校数を増やし、学習習慣・基礎学力の定着を行います。
○地域と学校が連携し、地域学校協働活動を推進しやすい体制（「地域学校協働本部」）づくりを行います。

②コミュニティ・スクールの推進

○松原小地区、玖島中地区での積極的な活動を支援するとともに、他地区においても「コミュニティ・スクール」の開設を推進します。

三浦野生の森

OMURA未来塾

（3）「多様な感性」をはぐくみ、ささえ、つなぐ

＜目指すべき人間像２＞

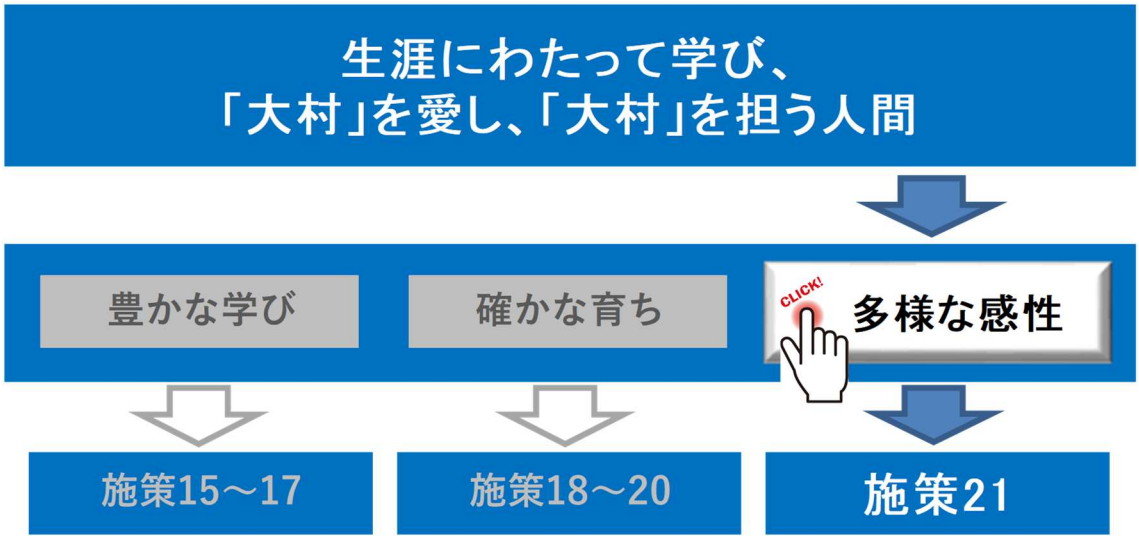

＜現状と課題＞

人々の暮らしや街並みが変化を遂げていく中にあって、文化は今を生きる活力となり、未来への希望となるものであり、私たちは更に発展させ、未来へつないでいくことが必要です。

市民の芸術・文化活動を支援するため、事業経費の一部を助成しています。今後の高齢化や人口減少の進行は、文化活動にかかる経費の負担を増加させると予測され、文化活動の継続や市民文化の発展を図るため、そうしたささえの必要性は一層高まってきます。市内小中学生の文化活動において、九州・全国大会へ参加する際の経費についても、保護者の負担軽減はもとより、将来の文化の担い手をはぐくむためにも、子どもたちが文化活動に参加しやすくなるささえが必要です。

新たな文化ホールの整備については、文化ホール機能を体育館等との多目的利用や複合化による補完ができないものかどうかも検討が必要です。

以上のことから、施策２１の取組を行っていくこととしました。

施策 21　芸術・文化の振興

指　標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
芸術･文化事業への年間参加者数	11,884 人	13,700 人

＜主な取組＞

①芸術・文化団体への支援

○文化活動の振興を図るため、事業経費の一部を助成して文化団体をささえます。
○市内小中学校の文化クラブが、九州・全国大会へ出場する際の経費の一部を助成して子どもたちの文化活動をささえます。

②芸術・文化に接する機会の拡充

○美術展、コンサート等の芸術・文化行事を実施し、市民が芸術・文化に接する機会を作ります。

　また、子どもたちが将来、芸術・文化の担い手となるよう、プロのオーケストラ演奏を鑑賞、体験するスクールコンサートに接したり、小学校音楽会、中学校音楽会で合唱等を発表、鑑賞する機会を引き続き、設けます。さらに、様々な芸術・文化に通じた大村市文化協会の人材を活かした芸術・文化に接する新たな機会の創出に努めます。

○新たな文化ホールの整備について、文化ホール機能を体育館等との多目的利用や複合化による補完ができないかについても、関係部署と連携して検討を続けます。

寿古踊

沖田踊

黒丸踊

＜郡三踊＞

寿古踊・沖田踊・黒丸踊は、戦国時代に始まったと伝わる本市を代表する民俗芸能です。
平成２６年３月、「大村の郡三踊」として国の重要無形民俗文化財に指定されました。